令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱

【青森県中小企業団体中央会】

（趣旨）

第１　青森県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が実施する令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進事業について、他の法令等の定めるところによるほか、この要綱において必要な事項を定める。

（事業目的）

第２　新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金（以下「補助金」という。）は、感染拡大防止に配慮したイベント等の開催やＷＥＢ等での販売促進、新たなサービス展開による販路拡大など、組合等が行う新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための取組等を支援するため、当該取組に要する経費の一部を補助し、地域経済の活力の呼び戻し、活性化を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第３　本事業の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１５８号）に規定する中小企業団体

(2) 商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

(3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和３２年法律第１６４号）に規定する生活衛生同業組合

（補助対象事業）

第４　本事業の補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の(1)または(2)に掲げる取組であって、(3)に掲げる要件を満たすものとする。

　(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために令和４年２月２８日までに行う取組で、以下のいずれかに該当するものであること。

　　①　感染拡大防止に配慮したイベント開催やキャンペーン実施等に要する費用

　　②　ＷＥＢを活用した新たな販売促進策や新たなサービスの実施による販路拡大等に要する費用

③　その他新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立や新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための経費であって知事が必要と認めるもの

　(2) 飲食店を構成員とする団体が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を強化するために令和３年７月３１日までに行う取組で、以下のいずれかに該当するものであること。

　　①　団体の自主的な認証制度の運用や感染防止対策が図られているかの見回りの実

施等に要する費用

　　②　業界のガイドラインに沿って実施される飛沫感染防止や接触防止等の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要する費用

　　③　新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の「見える化」やメディア、ＳＮＳを活用した情報発信等に要する費用

　　④　感染防止に対するセミナーや講習会等の実施、対応マニュアル作成に要する費用

⑤　その他新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立や新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための経費であって知事が必要と認めるもの

　(3) 以下のいずれにも該当しないものであること。

　　①　国（独立行政法人を含む)等の他の補助制度、助成制度を活用する事業

　　②　令和３年度青森県まちのにぎわいづくり支援事業費補助金交付要綱に定める新しい生活様式に対応したまちのにぎわいづくり事業（商店街振興組合及び商店街振興組合連合会が実施するものに限る）

　　③　事業内容が射幸心をそそるおそれがあるもの、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの及び公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの

（補助対象経費及び補助金の額）

第５　補助対象経費及び補助金の額は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第６　補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書（第１号様式）に次の書類を添えて、中央会に提出しなければならない。

　(1) 事業計画書（第２号様式）

　(2) 収支予算書（第３号様式）

　(3) その他中央会が定める書類

２　補助事業者が、本事業と同一内容で国、地方自治体その他機関の補助制度または委託事業等と併願している場合は、補助金を交付しないものとする。

３　補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第７　中央会は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、すみやかに補助金の交付決定を行い、第４号様式による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

２　中央会は、第１項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第８　補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内に、第５号様式による取下届出書をもって中央会に申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第９　補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、中央会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（内容又は経費の配分の変更）

第１０　補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ第６号様式による事業変更承認申請書を中央会に提出してその承認を受けなければならない。ただし、補助事業における別表の経費区分に掲げるそれぞれの経費の２０パーセント以内の変更（補助金の増額を伴わないものに限る。）については、この限りでない。

（中止又は廃止）

第１１　補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ第７号様式による補助事業の中止（廃止）承認申請書を中央会に提出して、その承認を受けなければならない。

（契約等）

第１２　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

２　補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、中央会に届け出なければならない。

３　補助事業者は、前２項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

４　補助事業者は、第１項又は第２項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たり、青森県知事（以下「知事」という。）から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。この場合、補助事業者は、中央会を通して知事へ承認を申請するものとする。

５　中央会は、補助事業者が前項本文の規定に違反して知事からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は中央会から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

６　前５項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第１３　補助事業者は、第７第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を中央会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　中央会が第１７第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が中央会に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、中央会は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が中央会に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 中央会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又は

これへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 中央会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、中央会が行う弁済の効力は、中央会が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第１４　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに第８号様式による報告書を中央会に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１５　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、中央会の要求があったときは速やかに第９号様式による遂行状況報告書を中央会に提出しなければならない。

（実績報告）

第１６　補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は令和４年３月８日のいずれか早い日までに第１０号様式による実績報告書に次に掲げる書類を添えて中央会に提出しなければならない。

　(1) 事業実績書（第２号様式）

　(2) 収支精算書（第３号様式）

　(3) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び財産管理台帳（第１１号様式）

２　補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１７　中央会は、第１６第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第１０に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

２　中央会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第１８　補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、中央会が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１９　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第１２号様式により速やかに中央会に報告しなければならない。

２　中央会は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（交付決定の取消し等）

第２０　中央会は、第１１の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第７第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく中央会の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

２　中央会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　中央会は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項に基づく補助金の返還については、第１７第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第２１　補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、第１１号様式による財産管理台帳を備え管理しなければならない。

３　補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第１６第１項に定める実績報告書に第１１号様式による財産管理台帳を添付しなければならない。

４　中央会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第２２　取得財産等のうち、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和４５年３月青森県規則第１０号。以下「県規則」という。）第１９条第４号及び第５号の規定により処分の制限を受ける財産は、１件の取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の財産とする。

２　県規則第１９条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。この場合、補助事業者は、中央会を通して知事へ承認を申請するものとする。

（産業財産権等に関する報告）

第２３　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した第１３号様式による「産業財産権等取得等届出書」を中央会に提出しなければならない。

（収益納付）

第２４　中央会は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

２　補助事業者は、補助事業に係る収益の状況について、中央会の要求があったときは速やかに第１４号様式による報告書を中央会に提出しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第２５　補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

２　補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも前項の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

３　前二項の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第２６　補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

　附則

　　この要綱は、令和３年４月２０日から施行し、令和３年４月１６日から適用する。

　附則

　　この改正は、令和３年１２月７日から施行し、令和３年４月１６日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当組合（または連合会）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１) 組合等（第３に規定する組合又はその連合会をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は組合等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(２) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(３) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表（第５関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助事業に要する次の経費 |
| 経費区分 | 内容 |
| 謝　金 | 委員、講師及び研究員等外部専門家（組合員又は役職員等の内部関係者を除く。以下同じ。）に対する謝金 |
| 旅　費 | (1)委員、講師及び研究員等外部専門家に対する旅費(2)職員、役員等に対する旅費 |
| 事業実施に係る経費 | 開発費、内装・設備・施工工事費、広報費、借料、備品費、資料購入費、雑役務費、会議費、展示会等出展費、委託費、外注費、その他中央会が特に必要と認める経費（ただし、消耗品（マスク、消毒液等）、感染拡大防止に関連しない通常の備品等は対象外とし、消費喚起促進事業のために新たに発生する経費に限る。） |
| 補助金の額 | 　補助対象経費の４分の３に相当する額又は３００万円（企業組合にあっては５０万円）のいずれか低い額以内の額 |

第１号様式（第６関係）

番号

令和　年　月　日

青森県中小企業団体中央会

　会長　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　　　　　　　　　　　　　　　印

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付申請書

令和３年度において実施する消費喚起促進事業について、補助金の交付を受けたいので、令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱第６の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　事業名（30字程度）

２　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助事業に関して生ずる収入金に関する事項（該当するものに○）

　　　　（１）あり　／　（２）なし

＊「（１）あり」の場合は以下に該当事項をご記入ください。

　　　　該当事項：

４　消費税の適用に関する事項（該当するものに○）

　　　課税事業者　／　免税事業者　／　簡易課税事業者

第２号様式（第６、第１６関係）

事業計画（実績）書

１　補助事業者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 |  |
| 住　　　所 |  |
| 代表者氏名（役職・氏名） |  |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 担当者（担当者部署名） |  |
| 組合員数 |  | 出資金の額 | 円 |

２　補助事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 事業概要 | □(１)新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う取組□(２)飲食店を構成員とする団体が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を強化するために行う取組 |
| （事業背景、事業内容及び事業効果） |
| 事業実施予定時期（事業スケジュール） |  |
| 実　施　体　制 |  |
| 新型コロナウイルス感染防止対策 |  |
| 特記事項 |  |

（注）１　事業概要について、実施場所、対象、方法等について具体的に記載すること。

２　補助事業の内容（実績）が分かる図面、写真等を添付すること。

第３号様式（第６、第１６関係）

収支予算（精算）書

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者名 |  |
| 経費区分 | 内　　　　容 | 補助事業に要する経費（税抜・税込） | 左の額の負担区分 | 備　　考（積算根拠） |
| 補助金（左の額の3/4） | 自主財源等 |
| 謝金 | 　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　 |
|  | 謝金 |  |  |  |  |
| 旅費 |  |  |  |  |
|  | 旅費 |  |  |  |  |
| 事業実施に係る経費 |  |  |  |  |
|  | 開発費 |  |  |  |  |
| 内装・設備・施工工事費 |  |  |  |  |
| 広報費 |  |  |  |  |
| 借料 |  |  |  |  |
| 備品費 |  |  |  |  |
| 資料購入費 |  |  |  |  |
| 雑役務費 |  |  |  |  |
| 会議費 |  |  |  |  |
| 展示会等出展費 |  |  |  |  |
| 委託費 |  |  |  |  |
| 外注費 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

（注）１　補助事業に要する経費において、課税事業者は「税抜」を○で囲み、免税事業者及び簡易課税事業者は「税込」を○で囲んだ上で、経費を記入すること。

２　備考欄には、経費の積算根拠（項目、単価、数量・人数、回数、旅行先等）となる事項を記載すること。なお、必要に応じて別紙を添付すること。

３　補助金、自主財源等の合計額は、補助事業に要する経費と一致すること。また、補助金の額は上限額を超えないこと。

第４号様式（第７関係）

番号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　青森県中小企業団体中央会

会長　　　　　　　　　　　　　　　印

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで交付申請のあった令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金については、令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱第７の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

１　補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和　　年　　月　　日付け令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付申請書に記載のとおりとする。

２　補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

（１）補助対象経費　　　　　　　　　　　円

（２）補助金の額　　　　　　　　　　　円

３　補助金の確定額は、補助対象経費の実支出の４分の３又は配分された補助金の額のいずれか低い額とする。

４　補助事業者は、青森県補助金等の交付に関する規則及び令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱で定めるところに従わなければならない。

５　補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

第５号様式（第８関係）

番号

令和　年　月　日

青森県中小企業団体中央会

　会長　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　　　　　　　　　　　　　　　印

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金取下届出書

令和　　年　　月　　日付け第　　　号で交付決定通知のあった令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱第８の規定により、届け出ます。

記

　交付申請の取下理由

第６号様式（第１０関係）

番号

令和　年　月　日

青森県中小企業団体中央会

　会長　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　　　　　　　　　　　　　　　印

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金に係る

補助事業変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付け第　　　号で交付決定通知のあった令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金に係る補助事業を下記のとおり変更したいので、令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱第１０の規定により、その承認を申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

（注）変更の内容は、第２号様式、第３号様式に準じて作成するものとし、上下二段書きで、上段に変更前の内容を括弧書きで記載すること。

第７号様式（第１１関係）

番号

令和　年　月　日

青森県中小企業団体中央会

　会長　　　　　　　　　　殿

補助事業者　　　　　　　　　　　　印

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金に係る

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け第　　号で交付決定通知のあった令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金に係る補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱第１１の規定により、その承認を申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　中止の期間（廃止の時期）

第８号様式（第１４関係）

番号

令和　年　月　日

青森県中小企業団体中央会

　会長　　　　　　　　　　殿

補助事業者　　　　　　　　　　　印

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金に係る

補助事業遅延（事故）報告書

令和　　年　　月　　日付け第　　　　号で交付決定通知のあった令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金に係る補助事業について、下記のとおり遅延（事故）があったので、令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱第１４の規定により、報告します。

記

１　補助事業の進捗状況

２　補助事業に要した経費　　　　　　　　　　　円

３　遅延（事故）の内容及び原因

４　遅延（事故）に対する措置

５　補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延（事故）の理由を立証する書類を添付すること。

第９号様式（第１５関係）

番号

令和　年　月　日

青森県中小企業団体中央会

　会長　　　　　　　　　　殿

補助事業者　　　　　　　　　　　　印

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金に係る

補助事業遂行状況報告書

令和　　年　　月　　日付け第　　　　号で交付決定通知のあった令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金に係る補助事業について、令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱第１５の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の遂行状況

２　補助対象経費の支出状況　　　　　　　　　　　円

（注）青森県中小企業団体中央会からの要求に応じて必要な書類を添付すること。

第１０号様式（第１６関係）

番号

令和　年　月　日

青森県中小企業団体中央会

　会長　　　　　　　　　　殿

補助事業者　　　　　　　　　　　　印

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金に係る

補助事業完了（廃止）実績報告書

令和　　年　　月　　日付け第　　　　号で交付決定通知のあった令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金に係る補助事業が完了（を廃止）したので、令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱第１６の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　事業完了（廃止）年月日　　　令和　　年　　月　　日

２　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助金受領年月日及び金額　　令和　　年　　月　　日

円

第１１号様式（第１６、第２１関係）

財　　産　　管　　理　　台　　帳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産の名称 |  | 事業実施年度 |  | 補助事業者名 |  |
| 事業内容 | 工期 | 経費の区分 | 処分制限期間 | 処分の状況 | 備考 |
| 施設区分 | 施工箇所設置場所 | 事業量 | 着工年月日 | 竣工年月日 | 総事業費 | 負担区分 | 耐用年数 | 処分制限年月日 | 承認年月日 | 処分の内容 |
| 県 | 市町村 | その他 |
|  |  |  |  |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１　処分制限年月日の欄には、処分制限の終期を記入すること。

２　処分の内容の欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等の別を記載すること。

３　備考の欄には、譲渡先、交換先、貸し付け、抵当権者等の名称又は補助金返還額を記入すること。

４　この様式により難い場合には、処分制限期間の欄及び処分の状況の欄を含んだ他の様式をもって財産管理台帳に替えることができる。

第１２号様式（第１９関係）

番号

令和　年　月　日

青森県中小企業団体中央会

　会長　　　　　　　　　　殿

補助事業者　　　　　　　　　　　　印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱第１９の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金額（令和　　年　　月　　日付け第　　号による補助金の額の確定通知額）

　円

２　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

　円

３　消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

　円

４　補助金返還相当額（３－２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注）１　別紙として積算の内訳を添付すること。

２　課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

３　補助事業の遂行に伴い課税売上が発生する場合には、消費税額及び地方消費税額から控除税額を差し引いた後の控除不足額を消費税仕入控除額とする。

第１３号様式（第２３関係）

 番　　　号

令和　年　月　日

青森県中小企業団体中央会

　会長　　　　　　　　　　殿

補助事業者　　　　　　　　　　　　印

産業財産権等取得等届出書

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱第２３の規定により、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

1. 産業財産権等の種類及び番号
2. 産業財産権等の内容
3. 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

第１４号様式（第２４関係）

 番　　号

令和　年　月　日

青森県中小企業団体中央会

　会長　　　　　　　　　　殿

補助事業者　　　　　　　　　　　　印

収益納付に係る報告書

令和　　年　　月　　日付け第　　　　号で交付決定通知のあった令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金に係る補助事業に関し、補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進補助金交付要綱第２４の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

１．補助事業の実施結果の事業化　　　　　　　　　　　有　　　無

２．産業財産権等の譲渡又は実施権の設定　　　　　　　有　　　無

３．その他補助事業の実施により発生した収益　　　　　有　　　無

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画名 | 補助金額（A） | 補助対象 経費（B） | 補助事業に係る売上額（C） | 補助事業に係る収益額（D） | 控除額（Ｅ） | 納付額（Ｆ） |
|  |  |  |  |  |  |  |

【記載注意事項】

①１．～３．においてすべて「無」（１．については、事業実施期間内に売上なし）の場合には、上記の表への記入は不要。

②「補助事業に係る売上額（Ｃ）」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。

③「補助事業に係る収益額（Ｄ）」とは、「補助事業に係る売上額（Ｃ）」から、同売上額を得るのに要した額（補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等）を差し引いた額をいう。

　なお、「補助事業に係る収益額（Ｄ）」がゼロ又はマイナスの場合には、（Ｄ）にゼロと記載する。

④「控除額（Ｅ）」とは、「補助対象経費（Ｂ）」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額」をいう。　控除額（Ｅ）＝補助対象経費（Ｂ）－補助金額（Ａ）

⑤「納付額（Ｆ）」＝（「補助事業に係る収益額（Ｄ）」－「控除額（Ｅ）」）×（「補助

金額（Ａ）」／「補助対象経費（Ｂ）」）　＊円未満切上げ

（注）補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。